

23 八行経発第 1 号  
平成 23 年 4 月 18 日

八王子市監査委員 村山 博夫 殿  
同 矢野 和利 殿  
同 対間 康久 殿  
同 井上 睦子 殿

八王子市長 黒 須 隆 一

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	発生主義会計の導入について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>地方自治法では制度的に現金主義会計が予定されている一般会計等に発生主義会計が管理会計的ではあっても、適用される可能性が高まっている現状を考えると、下水道事業の会計及び資産管理等のあり方に発生主義的思考を早期に導入する必要性が強く感じられる。</p> <p>財務規定を早期には適用しないが経営に発生主義的思考を積極的に取り入れる方針などを、より積極的に明示する必要があるものと考えられる。</p>
措置内容	<p>監査指摘後の平成17年度決算から、現在の会計や財産情報をもとに発生主義による財務諸表を作成している。</p> <p>平成22年4月に策定した「下水道中期計画2010」において、地方公営企業法を適用することが望ましいとの方向も示されているが、法適用のためには資産評価やシステム関係、また人材の確保など多くの課題があることから、当面は法適用を見送り国の動向に注意しつつ検討を継続していくこととした。</p> <p>また、下水道事業の経営状況の確認や、課題を把握・整理していくために、発生主義的思考を導入し、発生主義による財務諸表を活用した経営分析の強化に努めることとした。</p>
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	水循環部 下水道課

平成18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	歳入歳出決算書と公営企業決算統計との関係について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	市が運営する公共下水道事業は一般会計繰入金として、総額で20億円を越える赤字を公費により補填してもらっているのが現状である。経営改善のためには、このような赤字状況を認識し、その原因等を分析することから経営改善のメニューを検討する必要があるものと考えられる。
措置内容	「下水道中期経営計画2010」において、経営強化に向けた経営分析と説明責任の向上、歳入の確保及び歳出の抑制について個別の方針を策定した。これに基づき経営分析に着手しており一層の経営改善に努めて、計画的で安定した下水道事業の継続を図っていく。
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	水循環部 下水道課

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	財務の視点からの経営評価について
指摘項目	類似団体の財務データとの比較について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	比較から導き出された一定の傾向の原因分析を決算分析として実施し、当該原因の解消のための努力を行うことを期待するものである。
措置内容	「下水道中期経営計画2010」において、類似団体との経営状況の比較や経営診断ができる「下水道事業比較経営診断表」を作成し、その結果を経営改善に活用した。
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	水循環部 下水道課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	旧3団体の統合のシナジー効果について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	現在財団には存在しないC I（コーポレートアイデンティティ）を創設することも検討に値する。
措置内容	財団の経営会議において、C Iのデザインを決定し、各種印刷物に統一して使用開始した。  （参考） 1 キャッチコピー「愛される財団を目指して」 2 ロゴ・・・過去から現在、未来へと飛躍していく思いを表している。
措置時期	平成22年7月8日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
指摘項目	施設整備及び物品の購入等について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>①リース資産の管理については、規則上の取扱いを明確にするよう検討するとともに、そのシステム対応については、将来のシステム改造時点で考慮することを要望する。</p> <p>②リースアウトした備品を事実上取得した際には、金額欄は空欄にするのではなく、取得時点での公正価値（減価償却後の簿価かまたは再調達価額かなど）を記載することが必要である。</p>
措置内容	<p>①リース資産については、規則改正（平成21年7月1日施行）を行い、「借入品」として整理した。</p> <p>②リースアウトした備品を取得した場合の取得価格は新品価格としており、その旨を全庁通知に記して周知した。</p>
措置時期	①平成21年7月1日 ②平成22年7月26日
所管部課	会計課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	利用料金の状況について
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>料金体系の中で特徴のひとつは、自転車の一時利用料金が他の都市に比較して、高いことである。自転車の一時利用料金が「100円」より高い市は見つけることが難しい。利用者である市民の経済的な利便性に対して、過大な負担を課しているものと考えられる。</p> <p>したがって、料金体系の是正を早急に進めることが市民にとっての利便性の向上に寄与するものとする。</p>
措置内容	<p>市内の有料自転車駐車場料金については、自転車一時利用料金150円と100円が混在していたため、自転車駐車場整備センターと協議した結果、市内有料自転車駐車場の自転車一時利用料金を100円に統一し、平成22年9月1日付で実施した。</p>
措置時期	平成22年9月1日
所管部課	道路事業部 交通事業課

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	八王子駅北口旭町自転車駐車場について (利用状況について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	土地の有効利用の観点からも利用率が低いことは問題であり、市担当課としては、センターに対して、自転車駐車場の利用率向上の努力を強く求められるよう要望する。
措置内容	北口旭町自転車駐車場については、一時利用の充実を図るため、自転車駐車場の2階に電磁ラックを10月に設置し、設置後すぐに利用可能とした。また、市道八王子1371号線陸橋の架け替え工事の完成後、橋から直接通路が接続された段階(11月20日付)で、改めて駐輪場内の利用案内看板を設置し、利用率向上を図る対策を行った。今後も更に幅広く利用が図られるよう協議して行く。
措置時期	平成22年11月20日
所管部課	道路事業部 交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	八王子駅北口旭町自転車駐車場について (管理要員の配置について)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	管理要員の配置については、適正な人員配置、コスト意識及び行政サービスの質の向上などが市では求められている現状で、事実の確認も含めてセンターと協議することを要望する。
措置内容	北口旭町自転車駐車場については、管理要員の配置について、センターと協議を行い、午前中の通勤時間帯と夕方の帰宅時間帯には管理要員を手厚く配置するなど、適正な人員配置とサービス向上に向けた対策を実施した。今後も更に幅広く利用が図られるようその都度適正な人員配置を協議して行く。
措置時期	平成22年11月20日
所管部課	道路事業部 交通事業課

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	不納欠損処理について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>市担当課は、平成9年11月21日付けで「市営住宅家賃等の不能欠損処分基準の設定について」と題する決定を行っている。しかし、この決定は明確に自治令第171条の7の規定に反している。また平成20年3月27日付で「市営住宅家賃の不納欠損処分」と題する決定を行いこの決定に基づき、3件合計227万3200円について不納欠損処分を行っているが、妥当ではなかったものと考えられる。</p> <p>自治法第96条第1項第10号は、権利を放棄するには議会の議決が必要である旨規定している。したがって、上記について、不納欠損処理を行うためには、これに係る議会の議決が必要である。今後、収入未済として管理している債権の精査の際に、併せて議会による議決を検討されたい。</p> <p>債権管理条例を制定すれば、議会の議決を得ないで債権放棄できることになり、適法に不納欠損処理ができることとなる。したがって、市担当課において、債権放棄の規定を含んだ債権管理条例を制定することも検討に値する。</p>
措置内容	<p>今回の指摘を踏まえ、平成9年に決定した「市営住宅家賃等の不能欠損処分基準の設定について」を廃止し、今後は債権を放棄する際には議会の議決を行うこととする。また、関連所管と私債権に関する研究会を22年9月29日に発足し、債権管理条例を含む債権の管理について研究を始めた。</p>
措置時期	平成22年9月29日
所管部課	まちなみ整備部 住宅対策課

## 平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(4) 平成21年度現在建替計画と改修工事のチェックについて
指摘項目	団地別改修工事等の実施状況について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	平成19年度に実施した工事の落札率は他の年度のそれと比較して高めである。特に、恩方団地の浄化槽解体等工事と下水切替工事については、落札率は100%である。この2つの契約案件についての設計見積が極めて厳しい状況であったことが、入札参加者の辞退届提出でも把握できるが、結果として1社入札となり、1回目に予定価格で落札することの原因を十分に分析することが求められているものと考えられる。
措置内容	原因を調査したところ、積算の結果採算が合わないことや、他の工事を請負中で対応できないことが理由であったが、工事の発注そのものが年度末であったことが、入札辞退への大きな原因であった。 この結果を踏まえ、指摘以降は早期の工事発注を行うことで入札辞退を避けるよう改善を図った。21年度は12月、22年度においては9月に、工事の契約を締結した。
措置時期	平成22年11月4日
所管部課	まちなみ整備部 住宅対策課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	1. 市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(1) 市税の賦課・徴収体制について ④総合税システムの開発に関する委託契約書について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>市の総合税システムは平成9年度～平成11年度にかけて開発がなされ、平成12年度から本格稼働されている。総合税システムについてはその仕様書がIT推進室において保存されていることが確認できたものの、開発・導入にあたっての委託契約書はその所在が不明であり入手することができなかった。</p> <p>「文書保存年限設定基準について（以下、「保存年限基準」という。）」（平成3年4月9日 室部課各事務局長あて総務部庶務課長通知）によると、請負、委託並びに財産の取得及び処分のうち、請負又は委託により行う工事、製造及び修繕に関する文書で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の適用を受けるもの以外のものについては、保存年限が5年以下と定められている。したがって、総合税システムの開発に関する委託契約書は、当時適用されるべき保存年限基準に基づき、少なくとも契約から5年間は保存をする義務があったと考えられる。</p> <p>しかし、現在の税制課は平成15年度に設置されていることから、開発当時の委託契約書は既に破棄されているのか否か、さらにはそもそも税制課に引き継がれているのか否かを含めて事実関係を確かめることは出来なかった。</p> <p>したがって、当時の関係所管において契約書の保管義務が十分に履行されていたかどうかという点において不当性を指摘せざるを得ない。</p> <p>なお、現在においては、改訂後の情報セキュリティ対策基準が適用されているため、当該基準に則った事務により、既述のような問題が今後生じないことを期待する。</p>
措置内容	<p>指摘のあった契約書以外の契約書について、適正に管理されていることを確認するとともに、文書の保管及び保存について、適正に行うよう部内会議において周知徹底を図った。</p> <p>今後文書の保存については、文書取扱い規定に基づき、必要に応じて利用することができるように、系統的に整理する。特にシステム開発等に関する資料については、情報セキュリティ対策基準を遵守し、当該システムが存在する期間適切な方法で保管・管理していく。</p>
措置時期	平成23年2月21日
所管部課	税務部 税制課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	3. 法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(1) 法人市民税及び事業所税の課税事務について ③結果 ア. 課税所得の算定の正確性について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>法人市民税の法人税割の課税標準については、国が法人税にかかる更正または決定をした場合、都税事務所より、都通知を受けており（平成21年度：4,936件）、通知の内容を法人市民税システムの登録内容と照合した上で、市として更正または決定等の処理が必要か否か判断している。</p> <p>市は、平成21年4月から5月にかけて、17件の実態調査を行い、5件を決定し、3件を継続調査扱いとしたが、平成21年10月に実施するとした実態調査については、結果が取り纏められていなかった。</p> <p>平成22年度では、9月時点でも実態調査が実施されていなかった。</p> <p>この実態調査は、課税担当課として必須の業務であり、法人市民税・事業所税システムの再構築などの特別な事情があったとしても、課税の公平性の観点からも早期に実施する必要がある。</p> <p>さらに、実施結果について、記録に残すべき項目が特定されておらず、特に、継続調査となった事案の顛末が確認できないため、記録すべき事項を特定した上で、実施結果を取り纏めるよう要望する。</p>
措置内容	<p>21年度実施予定の実態調査、及び22年度実態調査については、全て完了し、実態調査結果の取りまとめも完了している。さらに、継続調査となった事案の顛末が確認できるように、記録する事項を特定した税目別の調査一覧表を作成して進捗状況を把握できる体制を整えた。</p>
措置時期	平成23年1月31日
所管部課	税務部 住民税課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	1. 市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(1) 市税の賦課・徴収体制について ④総合税システムの開発に関する委託契約書について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>総合税システムの開発に関する委託契約書について、市担当課によれば、情報セキュリティ対策基準がシステム開発・保守に関する資料の保管を要求するようになったのは平成20年5月の全部改定以降であるとのことであるから、保存年限基準及び当時の情報セキュリティ対策基準に従った結果、委託契約書が既に仮に廃棄されていたとしても規則や基準への抵触にはあたらないという見解であった。</p> <p>しかし、内部通達である保存年限基準の上位規程にあたる八王子市文書取扱規程においては、規程に示した保存年限に「より難しい」場合の実質判断を要求していると考えられるため、当時の担当課が既存の保存年限区分により難しいとの実質判断を行ったうえで、新たな保存年限の区分を設けるべきことを総務課長に申し出るべき余地があったものとする。</p> <p>上記の「情報セキュリティ対策基準」の規定の設定は、重要な契約書等の保存年限を設定する場合、形式的に保存年限を適用すべきではなく、文書の重要性によっては、実質的にはより長期の保存も考慮されるべきものであるという文脈で解釈されるべきであり、その意味で、上記の「情報セキュリティ対策基準」の文言は、「創設規定」ではなく、「確認規定」と解釈される。</p> <p>したがって、総合税システムの開発についても「情報セキュリティ対策基準」の適用を受けていなくとも、その質的重要性を考慮した上で、その開発当時の委託契約書も情報システム管理者である税制課に保管されている必要がある。</p> <p>今後、文書の保存にあたっては、保存年限基準を形式的に適用するのではなく、文書の質的重要性を十分に考慮することを要望する。</p>
措置内容	<p>指摘のあった契約書以外の契約書について、適正に管理されていることを確認するとともに、文書の保管及び保存について、適正に行うよう部内会議において周知徹底を図った。</p> <p>今後文書の保存については、文書取扱い規定に基づき、必要に応じて利用することができるように、系統的に整理する。特にシステム開発等に関する資料については、情報セキュリティ対策基準を遵守し、当該システムが存在する期間適切な方法で保管・管理していく。</p>
措置時期	平成23年2月21日
所管部課	税務部 税制課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2. 個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(2) 個人市民税の徴収事務について ③結果
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>納税者又は特別徴収義務者が、徴収金を一時に納付又は納入することができない場合は申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができ、この場合には、分割納付が認められている。一方、市は、上記の規定以外の手段として、任意の分割納付の制度を導入している。</p> <p>すぐに滞納処分を行わず、分割納付に関する合意を取ることで、徴収可能性を判断するとともに、早期納付の意識を高める狙いがあり、滞納債権の回収努力として評価できる。担当課では、平成22年4月以降、マニュアルを作成し、これに基づき分割納付の事務を行っている。</p> <p>しかし、市独自の分割納付の制度であることから、その実際の運用が弾力的であり、文書による合意をすべき案件か、口頭で合意すべき案件か、担当者の判断に委ねられている状況である。</p> <p>分納誓約書の締結段階に係る判断を個別の担当者の判断にだけ頼るのではなく、現実的なルールを早急に設定されるよう要望する。</p>
措置内容	<p>納税課内の分納誓約プロジェクトにおいて、統一的に交渉できる分納誓約マニュアルを作成し対応の統一化を図った。</p> <p>なお、今後も必要に応じ、適宜分納誓約マニュアルを改定して行きます。</p>
措置時期	平成22年11月19日
所管部課	税務部 税制課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務について ③結果
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>固定資産の価格は3月31日に決定し、賦課を行っているが、土地及び家屋についての価格決定の遅れや家屋の床面積訂正、減免適用についての変更、償却資産について期限後申告等を理由に、当初課税以降に固定資産税の調定変更を行うことがある。</p> <p>i 平成21年度の各月の「調定額増減の内訳一覧表」と歳入整理簿における調定額の一致が確かめられた。</p> <p>ii 担当課において実施された固定資産税の更正につき、8月分の賦課更正書を査閲したところ（家屋・土地・償却）、すべてに適正な決裁がなされていた。</p> <p>iii 更正理由の合理性について査閲するとともに、担当課への質問を実施したところ、いくつかの賦課更正書において、税システム上の仕様上、課税標準額が大幅に増加したかのような表記がなされ、徴収税額については適切に表記されているものの、納税者に誤解を与えかねない、多額の変更があったかのような事例が発見された。</p> <p>そこで、賦課更正において納税義務者に丁重な説明を行う等、納税義務者に混乱を与えないよう特段の計らいに努めるべきであると考えられる。</p>
措置内容	<p>監査指摘以前は、更正前後に納税者へ内容説明を行い、システムで作成された賦課更正書を送付していたが、22年度以降の賦課更正時には、正しい表記となるよう賦課更正書を手処理で修正し、対応することを課内で決定した。</p>
措置時期	平成23年2月21日
所管部課	税務部 資産税課